

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第36回）議事概要

### 1 日時

令和5年9月27日午後3時から午後5時まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員、敬称略・五十音順）

今田幸子、神山啓史、酒巻匡、椎橋隆幸（座長）、鈴木真理子、仲真紀子、永井敏雄、渡辺雅昭

（オブザーバー）

鈴木巧（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

堀田眞哉事務総長、吉崎佳弥刑事局長

### 4 議事概要

- 懇談会の開催に当たり、新たに参加することとなった鈴木（眞）委員、仲委員、渡辺委員、鈴木（巧）オブザーバーから、あいさつがあった。

#### (1) 裁判員裁判の実施状況等について

##### ア 統計数値等の説明

吉崎刑事局長から、資料2ないし4に基づき、裁判員裁判の実施状況、裁判員等経験者に対するアンケート調査、及び、裁判員制度の運用に関する意識調査について、次のとおりの説明があった。

#### (7) 裁判員裁判の実施状況について（資料2）

- 裁判員裁判対象事件の新受人員については、表1のとおり、令和4年の総数は839人であり、制度施行後最少だった前年の793人からは若干増加したが、令和2年の1004人と比較すると150人以上減少しており、長期的にみると減少傾向にある。なお、令和5年は6月末現在で448件であり、昨年と同時期よりは41人増加している。
- 辞退率については、表4のとおり、平成30年の67.1%まで続いた上昇傾向に歯止めがかかり、近年はおおむね横ばいの状況にある。令和4年は67.4%であり、過去最大値だった平成30年の値を若干上回ったことから、今後の動向を注視したい。出席率は、平成29年には63.9%まで低下したが、徐々に改善して近年は70%前後で推移しており、令和4年は69.8%だった。

辞退率の上昇傾向に歯止めがかかり、また、出席率が改善した理由としては、呼出状が不到達になった場合に再送達をしたり、事前質問票が期限までに返送されなかった場合に書面で返送依頼をしたり、といった地道な運用上の工夫を

行ったことや、これまでの積極的な広報活動が背景にあると考えられる。

- 平均審理期間・公判前整理手続期間については、表5のとおり、いずれについても、総数、自白、否認ともに長期化傾向にあり、令和4年も同様に長期化している。例えば、「総数」の「公判前整理手続期間の平均」は、平成30年は8.2月だったが、令和4年は11.5月まで長期化している。
- 平均実審理期間については、表7のとおり、公判前整理手続期間と同様、近年長期化傾向にある。例えば、「総数」の「平均実審理期間」は、令和元年は10.5日だったが、令和4年は17.5日まで長期化している。
- 平均評議時間については、表9のとおり、公判前整理手続期間や実審理期間と同様、長期化傾向にあり、令和4年は、総数、自白、否認ともに過去最大値となった。例えば、「総数」の「平均評議時間」は、令和2年は761.2分だったが、令和4年は894.2分まで長期化している。裁判員等経験者に対するアンケートによると、裁判員経験者から見た評議における議論の充実度は比較的高い数値で推移しているが、平均評議時間の動向については今後も注視したい。

(イ) 裁判員等経験者に対するアンケート調査について（資料3）

- 令和4年度の裁判員等経験者に対するアンケート調査の結果は、全体として、これまでの調査結果とほぼ同様の結果となっている。
- 評議における話しやすさについては、図表6のとおり、令和2年以降、従前と比べて「話しやすい雰囲気であった」との回答の割合が減少しており、令和4年も同様の傾向を示している。

この理由としては、前回は説明したとおり、評議の進め方についての自由記載欄には、感染症対策のため評議室の座席の間隔が空いていることを理由に話しにくかったとする回答が一定数見られるところであり、新型コロナウイルス感染症対策が影響している可能性がある。

- 他方、議論の充実度については、図表7のとおり、「十分に議論ができた」との回答の割合が70%台後半で推移しており、大きな変化は見られない。また、裁判員として裁判に参加した感想については、図表8のとおり、96%以上の方が「非常によい経験と感じた」あるいは「よい経験と感じた」と回答している。

(ウ) 裁判員制度の運用に関する意識調査について（資料4）

- Q3の裁判員制度の周知媒体については、令和2年から回答の選択肢として「SNS」や「学校教育」を追加しているところ、これらの割合は、テレビ報道、新聞報道等と比べると低く、「SNS」は3.2%、「学校教育」は7.7%だが、属性別の集計によると、18歳・19歳、20代の若年層では高い割合になる特徴が見られた。特に、学校教育については、18歳・19歳においては63.2%であり、他の年代に比して大幅に高くなっている。

- Q6の裁判员制度の印象を持つことになった原因についても、令和2年から「SNS」や「学校教育」の選択肢を追加しているところ、全体では「SNS」は5.9%、「学校教育」は3.8%だが、属性別の集計によると、「SNS」は、18歳・19歳においては34.2%、20代においては17.8%となっており、他の年代と比べて高い割合になっている。また、「学校教育」についても、18歳・19歳においては44.7%、20代においては17.8%となっており、他の年代と比べて高い割合になっている。
- Q8の裁判员裁判に参加する場合の支障となるものについては、前回から大きな変化があった選択肢はないが、いずれの選択肢についても、長期的に見れば、減少傾向又は横ばいの状況にある。
- Q10の裁判员裁判への参加意欲については、「参加したい」「参加してもよい」と回答した方の割合は、全体では17.9%だが、年齢別の内訳では、18歳・19歳においては42.9%であり、昨年同様最も高い割合になっている。
- このほかの数値については、前回調査と比べて大きな数値の変化は見られない。

(仲委員)

だんだん制度が周知されて裁判员になることへの抵抗感が少なくなっていることが見てとれる。一方で、「話しやすい雰囲気であった」と回答する人の割合が80%程度から70%程度まで減少している。その点についてより詳しい要因は分析されているのか。

(吉崎刑事局長)

先ほど感染症対策の影響について説明したが、新型コロナウイルス感染症が流行した時期から「話しやすい」と回答する人の割合が減少しており、感染症対策の影響ではないかと考えた次第である。それ以上の分析はできていないが、その他の要因についても考えられるようであれば、今後も検証を続けていきたい。

(仲委員)

アクリル板やマスク等の影響を受けているということだと理解した。今後「話しやすい」と回答する人の割合が改善されれば、その仮説が正しいということだろう。

(鈴木(巧)オブザーバー)

東京地裁の感染症対策の実情を紹介すると、法壇の上にはパーテーションを置き、評議室については、二つの部屋をつなげて大きくしたり、机を離し、さらにパーテーションを置くなどしていた。その影響もあって裁判官も裁判员も話しにくさを感じていたかもしれない。

(椎橋座長)

以前、我々有識者委員が東京地裁の感染症対策の様子を見学したが、部屋を広くしたり、候補者の距離を広くとるなどしていた。はっきりとした理由を見出すことは難しいが、昼食時等も距離があったり、会話が少なかったりといったこともあるだろうし、そういったことが話しやすさに影響していると感じた。  
(仲委員)

コミュニケーションの重要性を感じる。

イ 裁判員候補者への送付物について

吉崎刑事局長から、資料5に基づき、裁判員候補者への送付物について、次のとおり説明があった。

- 例年11月頃に裁判員候補者に選ばれた方々に対して名簿記載通知を送付しているが、同通知に同封する送付物について報告する。資料5は、名簿記載通知に同封するパンフレットであり、通知を受け取った方々に、通知の趣旨や、辞退を希望する場合などに調査票の提出が必要であることをご理解いただくためのもの。
- 昨年までは、裁判所における新型コロナウイルス感染症への対応について説明するページを設けていたが、本年5月の第5類移行を踏まえ、今年のパフレットからは除くことにし、その代わりに、裁判員制度を説明するためのページを設けることにした。
- 昨年度から名簿記載通知に同封するようになったカードについては、昨年度のデザインでは無人の法廷や評議室の写真を掲載していたところ、前回の有識者懇談会において、参加者が生き生きと議論に関わっているようなイメージを持てるようなデザインにすべきと指摘を受けたところであり、現在、指摘を踏まえたデザインになるよう、今年度送付するカードのデザインの改訂作業を進めている。
- また、このカードには二次元コードが付されており、二次元コードを読み込むと、手続等を説明するための10分弱の動画コンテンツ等にアクセスすることができる。なお、この動画コンテンツは、昨年11月の名簿記載通知の送付に併せて公開したもので、職員が自作したものだが、今般、予算措置を講じ、専門業者に発注して今年度末までに新たな動画コンテンツを製作することを予定している。

(渡辺委員)

送付物を自分が受け取った場合にどう思うかという観点から意見を述べたい。  
一点目は、西暦を併記してもらいたい。

二点目は、裁判員に選ばれ得る期間に関する記載について工夫をしてもらいたい。調査票や最高裁長官のあいさつ文には「令和6年の1年間を通じ」など

と記載されているが、パンフレットには、「令和6年2月ころから令和7年2月ころまでの間に」とあって混乱する。特に18歳・19歳やその家族らにとって、1、2月は入試の時期にあたる。いずれの年の1月あるいは2月について回答すればいいのか、戸惑うと思われる。

三点目は、パンフレットから除く予定だという新型コロナ感染症対策についてだが、インフルエンザを含めて感染症を気にする人は依然少なくないと思われる。送付物のどこかに、引き続き感染症対策について十分配慮していることを記載してはどうか。

(吉崎局長)

二点目の期間の問題については、裁判員から「前の年のことを書いてあるのか」と指摘されたことがあり、常に抱えている問題である。詳しく書こうとすると非常に長文になってしまうこともあるが、表現を検討したい。

三点目の感染症対策については、適切な記載箇所が見当たらないこともあってパンフレットへの記載を控えたが、世情も踏まえ、来年度の記載内容を検討したい。

(仲委員)

パンフレットを受け取ったときに、厄介な仕事を依頼されたと感じる人や、税金の支払のような義務的な印象を受ける人がいるかもしれない。パンフレットには「裁判員制度は、法律の専門家ではない国民の皆様に参加していただくことに意義のある制度です。」と小さく記載されているが、裁判員制度が導入された経緯を含め、国民に裁判に参加してもらうことが重要な意義を持つことを、目立つように大きく記載してはどうか。

(吉崎刑事局長)

送付物には、パンフレットだけではなく、96%以上の方がいい経験だったと回答していると記載したカードや、最高裁長官のあいさつ文も同封されており、何にどのような記載をするか振り分けているが、今後もメッセージが伝わるよう記載内容につき工夫したい。

(今田委員)

何がどのタイミングで裁判員候補者に送られるのか。

(吉崎刑事局長)

くじで選ばれた約22万人の裁判員候補者に対して最初の段階で名簿記載通知が送られ、その封筒に、パンフレット、調査票の用紙、最高裁長官のあいさつ文、しおり付きカード、返信用封筒が同封されている。具体的な事件の呼出状が送られる際は、より詳細な説明文が同封されている。

(今田委員)

最初のタイミングで結構な情報量のものが送られる印象を抱いた。

(酒巻委員)

インターネットは周知媒体として大きな役割を果たしており、ゼミの学生に対しても裁判員制度に関する裁判所ホームページを見るよう伝えている。裁判員制度のホームページに裁判員候補者への送付物を掲載すれば、通知を受け取る側の不安も解消されるのではないか。

(吉崎刑事局長)

最高裁が作成している裁判員制度のホームページには写真付きで裁判員候補者への送付物を掲載しているが、問題はいかにそれを国民に認識してもらうかであり、そのための広報活動についても検討していきたい。

(椎橋座長)

一般的な広報活動も行われているが、裁判員候補者に対する案内についても、裁判員が意義のある仕事だと知ってもらい、参加するモチベーションを高めてもらえるよう、更に工夫をしていってほしい。

#### ウ 18歳・19歳の参加状況等について

吉崎刑事局長から、18歳・19歳の参加状況等について、次のとおり説明があった。

- 令和5年から18歳・19歳の方々が裁判員として選任されることになり、既に裁判員・補充裁判員としてご参加いただいた18歳・19歳の方もいる。令和5年の裁判員候補者として名簿に記載された方々は全国で約21万人おり、そのうちの3,700人余りが18歳・19歳の方々である。
- 社会を支える基盤として裁判員制度を根付かせていくためには、若年層への働き掛けが重要だと考えている。意識調査の結果によれば、18歳・19歳の方々は、裁判員裁判への参加に積極的な回答をする傾向が高い。裁判所としては、引き続き18歳・19歳の方を含む若年層の制度に対する関心を高め、不安を解消するための広報活動を積極的に展開していきたいと考えている。
- 最後に、裁判員制度の広報活動の一例として裁判官を学校等に派遣して学生等に対して講義や質疑応答を行う、いわゆる出前講義の状況について報告したい。この出前講義は、制度施行以来、各地で積極的に実施されてきたが、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により出前講義の実施に大きな制約がかかった。その後、オンラインでの実施等の工夫もあってか、令和4年度は実施件数・参加者数ともに回復してきている。

(今田委員)

18歳・19歳の裁判員候補者の出頭率・辞退率を知りたい。

(吉崎刑事局長)

統計上、裁判員候補者の年齢を把握できないことから、18歳・19歳の裁判員候補者の出頭率・辞退率を数字として示すことができない。

(2) 今後の裁判員裁判の運用について

ア 公判前整理手続の迅速化について

(7) 吉崎刑事局長から、公判前整理手続期間について、次のとおりの説明があった。

- 裁判員裁判対象事件における公判前整理手続期間については、一時は長期化傾向に歯止めがかかったが、令和元年以降再び長期化傾向がみられており、令和4年もこの傾向が続き、過去最大値となった。
- 人証中心の分かりやすい審理を実現するためには、事件関係者の記憶が新鮮なうちに証人尋問等を実施する必要があると、公判前整理手続は事案に見合った合理的期間内に終了し、できる限り早期に公判審理に入ることが望ましいと、本懇談会においても、たびたび指摘されている。
- 前回の本懇談会においても公判前整理手続期間の長期化の問題を取り上げ、その際には、本来、公判前整理手続は公判審理を充実させるための準備期間であるはずなのに、準備の徹底・精密化が自己目的化しているのではないかと、事件後の振り返りの会を活用して原因を究明していく必要がある、短期で終わった事案と長期化した事案を比較してそれぞれの原因を調査・分析すべきである、といった意見が出された。
- 最高裁判所は、「裁判の迅速化に関する法律」に基づき裁判の迅速化に係る検証を行っているが、そのうち刑事分野の検証では、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続の迅速化を検証テーマとして取り上げてきた。この検証においては、法曹三者からヒアリングを行う実情調査を実施した上で、有識者を委員とする検証検討会で議論され、結果が報告書として公表されている。実情調査の結果によれば、公判前整理手続の長期化要因には、事件内容が変化していることに加え、争点整理の在り方について裁判所・当事者間で認識が一致していないなど、当事者の訴訟活動・裁判所の訴訟指揮の問題も影響していることがうかがわれた。また、検証検討会の議論では、どこまで証拠や主張を整理すべきかといった公判前整理手続の運用についての共通認識を法曹三者で形成していく必要があると、そのためには、個々の事件終了時の振り返りの会や法曹三者による研究会等の場で議論し、その結果を広く共有することが必要である、といった意見が出された。

(イ) 事例の分析や事件後の振り返りの会に係る東京地裁の取組みについて、鈴木（巧）オブザーバーから、次のとおりの説明があった。

- 昨年の有識者懇談会でも有益な示唆をいただいたが、東京地裁でのその後の取組みについてご報告したい。個別の事案ごとに様々な要因があることは承知

しているが、公判前整理手続の期間はここ何年か右肩上がりで長期化傾向が続いている。このまま長期化が続かないか、あるいはこの傾向が固定化しないか、危機感を持っている。

- 実際の裁判員裁判でも、起訴から2年、3年たって裁判を行うような事件では、裁判員から、「なぜ起訴からこれほど時間がたって裁判を行うのか」といった素朴な疑問が出される。また、何年もたってから裁判を行うと、証人や被告人が重要なことを覚えていなかったり、記憶があいまいになっていることがある。逆に、何年も前の出来事についてあまりにも細かい点まで証言すると、裁判員から「なぜこんなに前の事件について細かいことまで覚えているのか」といった疑問が出されることもある。証言の信用性判断にも関わる問題であり、裁判を合理的な期間内に行うことは、裁判の内容にもかかわる問題であると感じている。
- 昨年来、東京地裁では、裁判員対象事件について各裁判体にアンケートやヒアリングを行って長期化の要因を分析した。詳細な分析は途上であるが、東京地裁で公判前整理手続期間が長期化している理由は、端的に申し上げると、年々、短期間で終わっている事件が減り、長期間を要する事件が増加しているという点にある。具体的には、公判前整理手続期間が180日（6か月）内に終わる事件、あるいは、180日から270日（6か月から9か月）内で終了している事件が減少している一方で、否認事件を中心として、540日（1年6か月）を超えるような事件が増加傾向にある。特に、令和4年には、720日から900日（2年～2年6か月）以内の事件、あるいは900日（2年6か月）を超える事件が増加しており、これが、統計数値を押し上げている理由であると推察される。
- 長期化の要因については、従前から言われていたところで目新しいものではないが、いくつか典型的な特徴を指摘する。一つは、証拠開示に時間がかかる事件。特に、証拠開示を巡って弁護士と検察官とで激しく争われ、両者の間で十分なコミュニケーションがとれずにスムーズにいかないと、証拠開示だけに年単位の時間を要するものがある。もう一つは、弁護方針がなかなか明らかにならず、公判の見通しが立てられない事件。多くの事件では、ある程度の証拠開示が進んだ段階で、弁護士から争点や証人の要否についての暫定的な見通しが述べられ、これを踏まえて、この事件ではどの程度の公判日数を要するのか審理のボリューム感を掴み、いつ頃裁判を行えそうか見通しを立てている。他方で、弁護士が証拠開示がすべて終わらないと何も言えないという事件もあり、証拠開示に時間を要することもあって、こうした事件ではなかなか審理の見通しが立てられない。他にも、最近の特徴として、追起訴が続き、追起訴が完了

するまでに相当な時間を要する事件や、被告人が弁護人の解任を繰り返すなどして事件を進められない事件、といったものがある。

- 昨年、本懇談会で、公判前整理手続は公判準備手続であるのに、準備自体が精密化し自己目的化していないかといったご指摘をいただいた。争点に即した充実した審理を実現するために公判前整理手続でどこまで争点を整理すべきかについてはなお議論しているが、本番はあくまで公判であり、証拠を見ていない公判準備の段階で、本来の目的を超えて過度に詳細に争点を詰めようとしていたり、詳細な審理計画を立てようとしていないか、この点は常に自戒しながら臨んでいる。
- 昨年の本懇談会では、振り返り会の活用についてもご示唆をいただいた。振り返り会は、裁判員裁判全件について、事件終了後、事件を担当した裁判官、検察官、弁護人に加え、弁護士会からオブザーバー弁護士1名が参加して行っている。振り返り会は、公判での訴訟活動を中心に意見交換を行っているが、公判前整理手続についても、時系列を踏まえて、もう少し迅速に行える余地はなかったか、時間を要した原因や改善策はないか、裁判所にできることはなかったかなどについて意見交換を行っている。裁判所にとっては、裁判所からは見えにくい当事者の活動の実情や視点を知る貴重な機会であり、公判前整理手続の進め方についても新たな気づきを得ることが少なくない。例えば、弁護人がなかなか方針の見通しすら明らかにしなかった事案では、一度争う可能性を述べるとその後認める方向となった場合に被害者との示談が難しくなることを懸念していたといった実情が紹介されたケースがあった。また、証拠開示がスムーズにいった事案では、弁護人と検察官が密に連絡をとり、弁護人が重要と考えている証拠を検察官に伝え、検察官がまずは当該証拠から開示するなど優先順位をつけたメリハリのある開示が行われた、といった例を聞くこともあった。振り返りの結果については、検察庁、弁護士会内でも共有されていると思われるが、裁判所内においても、成功例、うまくいかなかった例も含めて汎用性のあるものを共有することとした。
- 公判前整理手続は、法曹三者だけで行われる手続で、裁判員は関与しない。法律家としてやるべきことはやる必要があるが、法曹だけの理屈や法曹の時間感覚に陥っていないか、常に謙虚に考えていく必要がある。公判前整理手続で何をやるのかといった内容面について議論するのはもちろん、迅速な裁判を実現するために合理的な期間内で進行されているのかといった点についても、法曹三者の間で知恵を出しあっていく必要があると考えている。

(椎橋座長)

まずは、事務局からの説明や鈴木オブザーバーからの東京地裁の取組み等の

紹介に関連して、神山委員、鈴木委員に弁護士又は検察官の立場から発言をお願いしたい。その後で他の委員からも意見をお願いしたい。

(神山委員)

前回の本懇談会において振り返り会の活用を呼びかけたが、それが実現されているということであり、喜ばしい。振り返り会で率直な意見交換をして長期化の原因を把握できれば、解決したも同然だが、振り返り会によってもなお原因が分からない場合は問題である。そのような長期化の原因が分からない場合がどれくらいあるのか、精緻な分析をしてもらいたい。

弁護士のオブザーバーとして振り返り会にいくつか参加しているが、その際には、公判前整理手続の期間をもっと短縮できなかったか、裁判所・当事者間で率直な意見交換がされていた。例えば、検察官からは、開示する証拠が多く、弁護士も検討が大変だったと思うという話があり、弁護士からも、膨大なメールのやりとりを読む必要があり、検討に時間がかかったという話があった。このような長期化の原因が分かる事案については、この事件では時間がかかるのもやむを得ないということが分かる。振り返り会でこういった議論を続けていってほしい。

鈴木オブザーバーから追起訴が続く事件について言及があったが、弁護士の研修では、裁判員裁判対象事件において公判前整理手続が始まっていたとしても、再逮捕が続く事件については、最終の起訴が終わるまでは公判前整理手続を進めるべきではない、と伝えている。現に取調べが継続している段階で弁護士が軽率な発言をすることはできず、最終の起訴が終わってこれ以上捜査が行われることはない段階になるまでは、公判前整理手続を実質的に進めることは難しい。その点をご理解いただきたい。

公判前整理手続期間の統計の取り方についてだが、平均値は異常に長期化した事件の影響を受けてしまうため、どのくらいの期間で終了した事件が多いのかを中心に議論してもらいたい。資料2の表6を見ると、概ね、自白事件であれば6月以内、否認事件であれば9月以内に公判前整理手続が終了した事件が一番多く、大きな山になっている。その山が動いているのか、あるいは山が動かずに平均値だけが動いているのかを検証する必要がある。

(鈴木(眞)委員)

公判前整理手続の長期化の要因についてはこれまでも様々な指摘がされているが、制度施行当初と現在とで大きく変わった点を述べたい。まずは、電子データの証拠が激増していることが挙げられる。このような点に加え、弁護戦術の変化として、捜査段階では黙秘し、公判前の段階で証拠開示を受けるまでは主張を明示しないという事件が増えた。

電子データの証拠が増えると、物理的に精査の時間がかかるだけでなく、公判前整理手続において徹底的・網羅的な証拠開示を求める弁護人が増えていることと相まって、より長期化する要因になっている。証拠開示請求に対しては、検察官の手元にある証拠のみならず、警察その他の捜査機関が保管しているものについても対象になる。弁護人から「何々に関する証拠全て」という類型証拠開示請求があると、検察官は該当する証拠の有無を、警察から送致済みの証拠だけでなく、警察が保管する証拠も対象に探す必要がある。たとえば、犯人が事件後に犯行現場から逃走したという場合、犯人の足取りを追うために防犯カメラ映像を広範囲に収集することが日常的に行われているが、犯人が検挙され、犯人であることの明白な証拠があり、争いもない場合には、警察が捜査過程で収集した防犯カメラ映像について、公判前整理手続の時点で必ずしも証拠として検察官に送致する必要はなく、そのまま警察が保管している場合も多い。このような場合でも、網羅的に証拠開示請求がされると、検察官は、警察が保管する証拠の中に開示対象となる証拠がないかを尋ねなければならない。開示漏れとならないよう、警察が「ないと思う」と回答しても、検察官としては本当に証拠がないのか徹底的に探索をしている。

検察官が開示対象の証拠がない旨回答した後も、弁護人との間で証拠の有無をめぐるやり取りが繰り返されることもある。裁判所に対する裁定請求があると、さらに時間がかかる。こうした現象は、裁判員制度施行当初にはなく、現在の裁判員裁判における特徴的なことだと思う。長期化には様々な要因があると思うが、この辺りが変わらないと短縮化は難しい面がある。

犯人であるかどうかをシビアに争うような事件であれば徹底的な証拠開示請求も理解できるところであるが、そうでない事件においても徹底的・網羅的な証拠開示請求がなされる傾向にあるようである。個々の弁護方針の適否を述べる立場にはないものの、弁護人におかれては、早期に争点を明らかにしていただいた上で、争点に即した証拠開示請求をしていただければ、迅速化に資するのではないかという印象を持っている。弁護人から主張が提出されて主張関連証拠開示の段階に進めば、制度上、検察官が類型証拠に該当しない証拠であっても争点に関連する証拠を開示することになっており、手続を先に進めることができる。また、裁判所におかれても、証拠開示をめぐるやり取りが膠着しているときは、弁護人が主張を提出すれば検察官からの証拠開示も進むのではないかと働きかけてもらえるとありがたい。

振り返り会についてだが、検察官としても有意義に活用しており、主張立証の組立て方や具体的な証拠調べの在り方の参考になっている。例えば、証拠書類の統合や、裁判員への説明、証人尋問の尋問事項の組立て方など、どうすれ

ば裁判員に対して分かりやすいか、裁判所から裁判員の感想を教えてもらい、その後に役立てている。公判前整理手続についても、争点の設定が適切であったかや、争点に対する検察官・弁護人の立証がかみ合って裁判員に判断してもらえる形になっていたかどうかなどを指摘してもらっており、役立てている。一方、公判前整理手続の長期化の問題については、東京地検の検察官にも聞いてみたが、正面から取り扱われることは少ない印象を持っている。検察官の関心の中心が公判審理をいかに分かりやすいものにするかということもあって、限られた時間の振り返りの会において、公判前整理手続、とりわけ期間の短縮化について議論しているという印象は薄いのが実情である。

公判前整理手続の長期化の原因については、証人が多くて日程調整に時間がかかる事件や、責任能力に争いがある50条鑑定が請求される事件、私的な鑑定が行われ、その結果が証拠請求される事件など、原因が明確な事件もある一方で、原因が判然としない事件もあり、一概には言えない。振り返り会を活用することもできると思うが、全てそれで解決することは難しい印象である。

(永井委員)

所属先である第一東京弁護士会の刑事弁護委員会の立場からこの話題について報告したい。弁護士会としても、公判前整理手続の迅速化は重要な課題であると認識しており、国選弁護人を対象とする各種の研究会があり、公判前整理手続の合理的な進め方につき活発な議論がされている。2018年にはそれまでの議論を「国選弁護活動の手引き(公判前整理手続編)」にまとめたが、失敗した例を含めて色々な事例が掲載されており、今読み返しても参考になる。

弁護士会は、裁判員裁判を担当する弁護士に色々な勉強の機会を持ってもらおうとしている。一つは、弁護士会内部で行っている裁判員裁判情報交換会であり、年に四回開催しており、毎回多くの参加者がいる。もう一つは、振り返りの会。これは裁判員裁判が終わった後で事件の係属部が主宰するものだが、弁護士会からはオブザーバーが参加し、オブザーバーが振り返り会の様子を報告書にまとめ、それが会内に共有されている。

また、裁判員経験者の意見交換会が東京地裁で定期的に行われており、これも参考になっている。

(鈴木(巧)オブザーバー)

裁判員経験者の意見交換会は、東京地裁で年に数回開催しており、裁判員を経験した方だけでなく、法曹三者にも出席してもらい、報道機関が入ることもある。裁判員経験者の方に、法廷での審理が分かりやすかったか、裁判への参加のしやすさという観点から、選ばれた後に勤務先との関係で苦勞がなかった

かなど、様々な観点から意見を述べてもらっている。検察官、弁護士からも質問をしてもらい、今後の審理に役立ててもらおう機会になっている。

(永井委員)

意見交換会には、第一東京弁護士会から二名の弁護士が傍聴し、その結果を報告書にまとめて会内に共有している。

このように色々な枠組みで公判前整理手続を振り返って反省することが行われている。裁判員制度が始まって、より良い制度にしていく機運が実務家の間にあり、上り坂にある熱意が感じられる。こうした努力が続いていけば、より良い制度になっていくと期待している。

(渡辺委員)

理念論、精神論になってしまうかもしれないが、裁判員制度が導入された原点、司法制度改革の原点といったものを、もう一回、法曹三者において、研究会等の場を利用して検証、共有してもらいたい。法曹三者にとっては目の前の事件、目の前の被告人、被害者、目の前の裁判員が大切なのは分かるが、その後ろに国民がいることを常に意識してもらいたい。

起訴から判決までの期間が長期化していることは承知していたが、今回、統計数字を見て、改めてこんな状況になっているのかというのが正直な感想である。かつて小泉元首相が「思い出の事件を裁く最高裁」との川柳を引いて揶揄していたが、思い出の事件を裁判員に裁いてもらうような事態は避けなければいけない。法曹三者は担当する事件を大切に扱い、裁判員も、参加する以上はきちんとした審理をしたい、細かいことまで知ったうえで間違いのない判断をしたいと思うだろう。法曹三者はそれに応えようとする。全員が真面目に、善意で進めていくことで、結果として合成の誤謬ともいべき現象が生じることになっているのではないか。前回の本懇談会の議事概要に核心司法という言葉が何度も出てきているが、法曹三者にはいま一度、制度を導入した時の精神が実現しているか、検証してもらいたい。

最近の法律雑誌で、大阪地裁の裁判官が書いた民事裁判の判決文に関する論稿を読んだ。判決文を簡潔で分かりやすいものにする改革が30年程前に行われたが、曲折を経ながら現実はどんどん長文化しているという指摘であり、裁判員裁判を考える上でも興味深かった。95年の現行民訴法制定時の熱気が冷めて停滞の時代が続いて久しい、争点整理に時間がかかる、なのに争点は絞り込まれていない、いきおい審理も長期化している、精密司法への回帰が強まっているといった分析や論評がなされていた。判決に盛り込むこと取舍選択や推敲をせず、長々と記載する方が裁判官の負担は軽い面があるとの記載もあり、うなづきながら読んだ。民事・刑事を問わず、折に触れて意識を覚醒し直す作

業をしていかないと、どんどんあい路に入り込んでしまうように思う。

次に質問だが、刑事のIT化が進むと審理迅速化の面にはどんな影響があり得るのか。先ほどの電子データの証拠の増加がもたらす問題などを聞くと、かえって長期化するのではないか心配になる。議論されていれば見通しなどを聞いてみたい。

(吉崎刑事局長)

刑事手続のデジタル化については、現在、法務省が主催する法制審議会の部会において法制面の議論がされ、また、裁判所、法務省、警察庁がそれぞれシステム開発の準備を進めている。デジタル化が迅速化につながる面があるのではないかという仮説はあるが、この場で正式に表明できるほどの知見はない。ただ、そうしなければならないという気持ちは、担当者一同持っている。

(酒巻委員)

電子データの証拠は今後も増加し続けると思うが、日本人の、特にプロフェッショナルの本性からすると、渡辺委員が言うように、あるものは全部見たい、点検したいとなってしまう、より長期化するのではないか。

迅速化検証検討会の報告書では、公判前整理手続が何をする手続であり、どこまでのことをやればいいのかについて法曹三者の間で共通認識ができていない旨の指摘がされているが、その通りだと思う。裁判員裁判施行前の刑事裁判と同様、このままでは悪循環に陥りかねない。あくまで本番は公判であり、公判前整理手続はその準備をするための手続であることを意識する必要がある。

司法研修所は、法曹の卵である司法修習生に対して裁判員裁判を刑事裁判の基礎とする教育をしているはずだが、やることを全部やれば大丈夫だというような誤った考えを教えてはいないか。条文にあることは全部やればいいのか、プロの考え方ではない。事案に応じて、勘所と見立てにより、絶対にこれをやらなければならない事件とそうではない事件、たとえば、防犯カメラの映像を全部見なければならない事件とそうではない事件とを区別できるのがプロである。教育と経験によってそうならわないと困るが、これができていない人が多くいるのではないか。法曹三者は、プロとしての本来の仕事を一生懸命やる、これを徹底してもらいたい。

(椎橋座長)

裁判員裁判に関わる関係者全てが真面目にやっているために長期化の問題を招いている面もある。電子データの証拠の増大や、当事者の訴訟戦術の変化があるが、裁判所も当事者主義の点から過度に介入することができない。公判前整理手続は、争点と証拠を整理する手続であり、証拠の有無等について両当事者は一生懸命になるし、ある程度はそうならざるを得ないが、どこかで発想の

転換が必要なかもしれない。

現実的には、振り返り会などで反省すべき点は反省し、これを生かしていつてもらいたい。平成28年頃のように公判前整理手続の長期化が抑制されていた時期もあり、その際は、振り返り会の効果があるという意見もあった。

裁判の在り方を変える必要があるという指摘もあり得るが、アンケート結果を見ると、審理の分かりやすさ、評議の議論の充実度、裁判員裁判に参加してみでの感想につき、好意的に評価されている。改善していく努力は常に必要だが、裁判員裁判が制度として概ねうまくいっているという共通の認識があると思う。大局を見つつ、他方、問題を少しでも改善できるようにしていく、そういう姿勢が大事ではないか。

公判前整理手続の迅速化の話題につき有意義な意見がたくさんあったので、事務局としてもこれを参考にして考えていつてもらいたい。

#### イ 充実した審理・評議を実現するための方策について

##### (ア) 吉崎刑事局長から、統計等について、次のとおりの説明があった。

- 先ほど統計資料に基づいて説明したが、公判前整理手続が長期化しているだけでなく、第1回公判期日から判決宣告日までの実審理期間、及び、評議時間についても、近年長期化傾向にある。
- 実審理期間及び評議時間の長期化について要因の分析ができていないわけでは、前回の本懇談会においては、裁判員裁判において目指すべき核心司法から精密司法への回帰があり、そのことによって審理・評議の長期化につながっているのではないかと、といった意見があった。
- また、裁判員裁判においては、公判中心主義・直接主義を徹底し、裁判員が人証によって心証を形成すべき要請が強いとされているが、実審理期間が長期化している一方、取調べ証人数や証人尋問時間には、統計上、大きな変化が見られない。
- 裁判員等経験者に対するアンケートの結果を見ると、審理内容の分かりやすさや、検察官・弁護人の法廷での説明等の分かりやすさ、評議における議論の充実度、いずれについても大きな変化は見られず、実審理期間及び評議時間の長期化が裁判員に対して与えている影響は判然としない。

(椎橋座長)

このテーマを議論するに当たり、法曹三者それぞれの立場から、審理・評議についての現状認識や課題、それに対する取組状況等について実情を紹介していただきたい。その後で他の委員からご意見をいただきたい。

##### (イ) 鈴木（眞）委員から、検察官の立場で、審理について次のとおりの説明があった。

- 国民の視点・感覚を裁判の場に反映させるという裁判員制度の目的に立ち返って考えると、裁判員には、裁判官とともに議論ができる程度に当該事案の内容や証拠関係等について理解してもらう必要がある。そのような理解を得てもらうために、検察官としても工夫をこらしている。
  - 事件の証拠構造が直接証拠型、すなわち被害者等の供述によって直接立証命題を立証できる場合は比較的容易であるが、間接事実型、すなわち複数の間接事実を積み重ねて要証事実を立証しようとする場合が難しく、検察官が立証しようとしている事実が全体の中でどういう位置づけを持つのか誤りなく理解してもらうために工夫する必要がある。たとえば、冒頭陳述では、これから検察官が立証しようとする事実がどう要証事実と結びつくのかを一目で理解してもらえるような資料を作る場合もある。他にも、多数の防犯カメラの映像をつないで犯人の行動や経路を立証しようとする場合に、ひとつずつ映像を見ては分かりにくいことから、地図の上に防犯カメラの位置を示してどの地点からの映像であるかを示し、連続した映像のように犯人の動きを理解してもらえるような工夫をすることもある。裁判員からも分かりやすかったと好評を得た。
  - 裁判員にとって難解だと思われるものに、専門家証人の証言がある。殺意が争われる殺人事件では、解剖医の証人尋問によって被害者の受傷状況を明らかにすることがあるが、受傷状況を口頭で、あるいは人体の構造を図面で示しつつ説明を受けても、人体の中がどうなっているのか知らない一般の方にはその状況を思い描くことが難しい。そのため、人体模型や模擬の凶器を用いて、解剖医に、凶器が刺さった位置や角度、深さを実演して説明してもらったことがある。その際は、裁判員が座る位置によっては死角が生じ得るため、証言台のそばからビデオカメラで撮影し、それを裁判員の手元のモニターに写す、という工夫をした。この方法は、刑事訴訟法上も許容されたものであるし、事前に裁判所、弁護人にも説明している。裁判員からも分かりやすかったと好評を得た。
  - 難解な専門家証人の証言は、難解な専門用語を平易な言葉に置き換えるといった工夫をしているが、乳幼児の頭部に傷害を負わせるAHTの事案では、受傷の原因について、検察官側の専門家証人と弁護人側の専門家証人の見解が対立し、医学論争のような様相を見せることもある。法律家が聞いても難しく、裁判員が証言内容を聞いて正確な判断をすることはより厳しいのではないかと懸念している。こうした事案では、裁判員が理解できるよう法曹三者が問題意識を共有し、どのようにすれば裁判員にとって分かりやすいのかを検討していく必要がある。
- (7) 神山委員から、弁護人の立場で、審理について次のとおりの説明があった。

- 弁護士会が実施している研修の内容について説明したい。研修では、書面を提出して後から読んでもらって理解してもらおうというのではなく、法廷で見えて聞いて理解してもらわなければならない、ということ徹底している。
  - 研修の一点目は、ケースセオリーを貫徹せよ、というもの。司法研修所の教育でも取り入れている。従来は、検察官の全ての立証を弾劾する、証人の証言全てを弾劾する、という弁護方法がとられていたが、今はそうではない。証人尋問であれば、弾劾すべきポイントを決め、そこを弾劾し、また、なぜ証人がその点について事実と違うことを話すのかストーリーを考えろ、というケースセオリー教育をやっている。これによってポイントを踏まえた弁護活動がされるようになる。
  - 研修の二点目は、口頭で説得をする、というもの。法廷弁護技術研修として行っているが、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論、それぞれのパートについて、模擬事例をもとに、法廷で実演をしてもらう。その実演に対して、講師陣がコメントをしたり、こうしたらどうかという見本を見せる。それによって技術を高めていく。実演をビデオに撮り、こういう風に見えているということも確認してもらい、立ち居振る舞いについても教育する。このような研修を受けることを、裁判員裁判の国選弁護人の名簿に載せる要件にしている。
  - 個人的に刑事裁判の法廷傍聴をしているが、裁判員裁判では、検察官の冒頭陳述は分かりやすいし、弁護人もそれなりの冒頭陳述をしており、冒頭手続を見れば、どこが争点なのかということも分かる。他方、裁判員裁判非対象事件では、傍聴していても何も分からず、ダブルスタンダードになっている。非対象事件の方が圧倒的に事件数が多いのに、従来通りの審理が行われている。大多数の非対象事件では従来通りの訴訟活動をしているのに、裁判員裁判だけうまく活動できるということはないと思う。裁判官も同様であり、非対象事件では公判後に証拠を読んで判断しているのに、裁判員裁判では法廷で心証をとる、ということとはできない。裁判員裁判を充実したものにしていくためには、非対象事件を含め、法曹三者は研鑽を積む必要がある。
- (E) 鈴木（巧）オブザーバーから、裁判所の立場で、評議について次のとおりの説明があった。
- 裁判官と裁判員がいったいどのような評議を行っているのか想像できないかもしれない。裁判は法律の世界の話なので、専門家である裁判官がこの事件についてはこう考えるが、裁判員のみなさんそれでよいですかといった、裁判官が主導する評議をイメージされるかもしれない。しかし、そういったことはなく、裁判員からも活発な意見が出されている。
  - もちろん、裁判員は、初めて刑事裁判に参加し、緊張や不安、さらには遠慮

があると思うが、総じて、選ばれた以上はきちんと職責を果たしたいと考えており、真剣に事件に向き合って、評議でもご自身の意見をしっかりと述べておられる。裁判員が述べた意見に裁判官も加わって、実質的な議論を重ねながら、結論に至っていると考えているし、そのような評議を目指している。

- 実質的な評議を実現するためには、まずは、事件の争点を明らかにして、この事件で裁判官・裁判員は何について判断することが求められているのかを明確にすることが必要である。その上で、争点について分かりやすい審理を行う。そのために、検察官、弁護士ともに、争点を意識した分かりやすい主張、立証を行うよう工夫されている。これができるれば、裁判員は、審理が終わった段階で、自分なりの一応の心証を抱くことができ、そうした心証をもとに裁判官とも実質的な議論を行うことができる。
- 裁判官は、裁判員との評議を行うなかで裁判員の視点や感覚から新たな気付きを得ることが少なくない。例えば、被害者や被告人のとった行動が不自然なのかが問題となるときに、裁判員からは各人の生活体験に根差した様々な意見が出され、なるほどなと思うことも多い。正当防衛が成立するかといった法的问题についても、裁判員から色々な疑問点や意見が出され、それに対して裁判官が説明し、再度、裁判員と議論することで、より議論が深まると感じることは多々ある。このように、裁判官・裁判員の知識と経験が協働することで、より納得性の高い判断ができると考えている。裁判官の間でも、評議によってこういう気付きを得たという経験を持ち寄って議論をして、今後の評議の進め方や裁判官が果たすべき役割について参考になっている。

(今田委員)

本懇談会の委員になって、裁判員等のアンケートの結果を見て、法曹三者の話が分かりやすかったか否かにつき、三者の評価に差があることに驚いた。裁判官の話は分かりやすいが、弁護人の話が一番分かりにくいとされている。実際に裁判を傍聴した際に、当初は検察官と弁護人にすごい差があった。検察官は、パワーポイントを使ったり、見事な議論をしている。他方、弁護人は、よくいえば老獪、思索的であり、戦術なのかもしれないが、反論が分かりにくい。反論は確かに難しく、検証の方が明快にできる、という面はあり、そういう意味で弁護人の活動は難しい。神山委員が言われるように、それ以降に弁護人は努力されてきたと思うし、次に傍聴した時はとてもよく分かる弁護活動だった。弁護活動が改良されていく方向性にあるのだろうと思った。しかし、今回のアンケート結果を見て、一向に改善されていないのはどうしてなのか。

裁判員の方が弁護人の弁護活動を分かりにくいと感じ、検察官の立証を分かりやすいと感じている状況で、裁判官はその差をどう認識しているのか。差を

分かった上で、裁判員と議論する過程で、弁護活動の不足部分を補うような、裁判員が理解できるようなサポートなり、情報提供なりをしているのか。それとも、裁判員は法廷で理解したことを前提に議論に参加すればいいのか。

(吉崎刑事局長)

法曹三者の説明の分かりやすさというアンケートの結果については、説明を聞いていて情報が頭に入ってくるという分かりやすさもあるが、被告人の言っていることが分かりにくいという場合も含まれていると考えられ、実際にそういうことはあり得ると認識している。

(仲委員)

子どもが証人になる裁判を分析した経験から言うと、主尋問では、「何したこうした」という報告がなされやすいが、弁護人の反対尋問では、「何したこうしたと言っていたが実はこうだったのではないか」という話になりやすく、文が長く、複雑になって本当に分かりにくくなる側面がある。英国では、子どもが証言をする際は、事前に精査して質問を絞り、文法も簡単にするという活動もあると聞いており、今後はそういう活動があってもいいのではないか。

(神山委員)

仲委員が言われたようなことは、弁護士会の研修では実施している。

(渡辺委員)

自白事件も評議時間が長期化しているということだが、原因はどこにあるのか。また、評議が終わってから判決言渡しまで日時を空けている事件があると思うが、裁判員はどう捉えているのか。

(鈴木(巧)オブザーバー)

評議時間が長期化している原因については、はっきりとは分からない。自白事件でも量刑を決めるのが難しい事件もあり、慎重に議論しながら結論を出しているのかもしれない。

判決言渡しまでにどれくらい時間をとるかというスケジュールの点については、裁判員の理解は得られているように思う。どうして評議が終わってから判決までこんなに時間が空いているのかとか、自分は早く裁判から解放されたいからもっと早く判決をしてほしいというような反応はないと思う。裁判員のスケジュールが空いていれば納得してくれていると思う。

(3) 次回以降の予定等について

次回の懇談会の日程については追って調整することとされた。

(4) 閉会のあいさつ

閉会に当たり、堀田事務総長から、次のとおりのあいさつがあった。

○ 本日も皆様から活発な御意見を頂戴し、感謝申し上げます。皆様から頂戴した

御意見も踏まえ、更なる裁判員制度の運用改善に取り組んでまいりたい。デジタル化の動きがどんどん進んでいくことも念頭に置きながら、様々な検討を進めていきたい。今後とも御指導いただけるよう、どうぞよろしくお願いしたい。

以 上